

産業競争力会議実行実現点検会合の開催について

〔平成27年10月15日〕
〔産業競争力会議議長決定(案)〕

1. 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）及び「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）を着実に実行するべく、K P I の進捗状況及び施策の実行状況を点検するため、産業競争力会議実行実現点検会合（以下「実行実現点検会合」という。）を開催する。
2. 実行実現点検会合の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

座長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
座長代理 内閣官房長官、経済産業大臣
副座長 経済再生を担当する大臣を補佐する内閣府副大臣及び大臣政務官
構成員 産業競争力会議の構成員であって、実行実現点検会合の議題に関し特に優れた識見を有する者のうち、産業競争力会議議長が指名する者
3. 実行実現点検会合の庶務は、経済産業省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房日本経済再生総合事務局において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、実行実現点検会合の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。